

令和5年度第2回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年5月10日(水)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時55分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
	4番	岩指 久	出席			
農地利用最適 化推進委員 出欠	8番	井上 武	出席	14番	板 秀樹	出席
	9番	恩田 真季	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
	13番	秦野 勝仁	出席			
議事録署名委員	3番	糸田 雅樹		4番	岩指 久	
出席吏員	農業委員会事務局長 亀尾 憲司 産業課課長 藤原 宰 産業課主幹 前田 智恵子 産業課主事 岡本 湧生					
傍聴人	0人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農用地利用集積等促進計画案の決定について
報告事項	(1) 農地の復元状況の報告について
その他	(1) 令和5年度第3回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長	ただいまより、令和5年度第2回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は全員ご出席でございます。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により、本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	(省略)
	局長	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、3番 糸田雅樹委員、4番 岩指 久委員、書記は産業課の岡本主事をお願いしております。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議事に入ります。議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第1号農地法第3条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 【 議案第1号朗読及び説明（議案書2頁）】 番号1 土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m ² のうち m ² 合計：田 1筆 m ² 権利種別：所有権移転 売買 譲渡人： 譲受人： さんから さんが売買で取得し利用するための申請です。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件を満たしています。売買価格は、10a当たり 円となっております。
	議長	議案第1号につきまして提案者より説明がございました。質疑に入ります。（質問、意見等なし。）ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』議決、承認されました。
	議長	議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について	局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 【 議案第2号朗読及び説明（議案書3～4頁）】 番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 地籍： m ² 合計：田1筆 m ² 契約種別：所有権移転 売買 用途：宅地 目的及び概要：作業小屋 駐車場 譲渡人： 譲受人： この申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地に該当しますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落
	議長	

	<p>に接続して設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当します。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>売買価格は、10 a 当たり 円です。</p> <p>番号2</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m²のうち m² 合計：田1筆 m² 契約種別：所有権移転 売買 用途：宅地 目的及び概要：一般住宅 駐車場 譲渡人： 譲受人：</p> <p>この申請地は半径 500m以内に、 の 公共・公益施設があり、かつ隣地の町道には上下水道管が2種類埋設されています。したがって、農地区分は第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>売買価格は、10 a 当たり 円でございます</p> <p>番号3</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m² 合計：田1筆 m² 契約種別：賃貸借 用途：雑種地 目的及び概要：ごみステーション 貸人： 借人：</p> <p>この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>賃貸借は、10 a 当たり1年あたり 円でございます。</p>
議長	<p>議案第2号につきまして提案者より説明がございました。現地調査報告を黒木委員よりお願いします。</p>
黒木委員	<p>本日午前9時より現地調査を行いました。メンバーは、恩田会長、市川職務代理、田邊委員、庄倉委員、亀尾委員、牛田委員、私、亀尾局長の8名です。</p> <p>1番は、現地調査資料の3ページから10ページになります。場所は、 の に沿った道路から、 の交差点の手前にある を渡って下り終えた所の道を左に入った突き当りになります。4ページをご覧ください。赤線で囲んであるのが申請地です。この申請地に沿ってある と は町道です。申請地と の町道の間には の水路があり、周りは田んぼです。 さんのお宅は です。現況は、20年前に畑に建てられた作業小屋です。この申請地は、2月に開催された農業振興地域整備計画変更協議会で審議され、農用地域からの除外が認められました。今回は転用許可申請です。</p> <p>5ページをご覧ください。車2台の駐車と、来客用の駐車スペースになっています。6ページの排水計画図をご覧ください。作業小屋の右側に雨樋が設置されます。雨樋の水は雨水浸透枳に流れます。他の雨水は水色の矢印から、幅約1mの水路に流れるようになっていきます。黄色の線はコンクリートブロックです。9ページの立面図をご覧ください。平屋ですが、小屋の中は中2階になっていて材料が置いてあります。小屋への出入口は駐車スペース側と、水路側の2ヶ所あります。駐車スペースに現在はブルーシートに砂利が置いてありますが、これは自宅です。撤去されるそうです。小屋の中もき</p>

	<p>れいに整理されており、作業スペースも十分にあると思いますので、転用許可妥当と思います。</p> <p>2番の報告をします。10ページから18ページになります。11ページをご覧ください。図の中央に通っているのは国道180号線です。のから号線を方面に向かったの手前の道を左側に入ったところです。申請地は、の駐車場と町道を挟んだ向かい側です。12ページをご覧ください。現況は町道に挟まれた田んぼです。を分筆した赤い線で囲みである土地です。お父さんのと次男のさんがそれぞれ購入されました。お父さんは農地として使用されます。13ページをご覧ください。上側の町道側が住宅の玄関となっています。15ページをご覧ください。町道から申請地は90cm位低くなっているため、コンクリートブロックとL字型擁壁で土地を囲み、地上げをし、町道と同じレベルにします。法面の使用については、町から占用許可を取られています。雨水は、カーポートの前と、住宅裏左側と、倉庫の3か所に集水桝があります。青色の矢印の方向から、倉庫側の集水桝へ溜まり、水路に流れます。汚水は赤の矢印の方に排水されます。</p> <p>3番の報告をします。現地調査資料の19ページから25ページです。19ページをご覧ください。国道180号線沿いの赤い丸のところですか。この図の上側が方面で、下側が方面です。申請地は、の真向かいで、国道と町道に挟まれたところです。現況は田んぼです。21ページをご覧ください。出入口は1か所で、図の右側の町道側にあります。建物は建てず、ステーションの後ろ中央あたりに1.5m×2.2mの物置が設置されます。鳥獣対策も出ています。2tトラックとありますが、収集業者のトラックなどがステーションの中で方向転換できるようになっています。22ページをご覧ください。図の上側がです。下側から矢印の方に水が流れ、側の側溝に排水されるように1%の勾配をつけます。地面は土羽打ちで土を固められます。24ページ、出入口の所は、町道と申請地に段差があるために盛土をされて車の出入りがしやすいようにされます。</p>
議長	議案第2号につきまして質疑を受けます。
田邊委員	<p>1番と2番についてお聞きします。</p> <p>1番ですが、今日現地確認した時に、水路が少し高いのではないかと感じました。水路が高くて、集中的に雨が降った時には水が屋敷の方に入るのはないか懸念します。対策は考えておられますか。</p> <p>2番ですが、現地確認で不思議に思ったのですが、入口が農地に割り込むのではないですか。</p>
局長	<p>1番目のご質問ですが、6ページの図面をご覧ください。今日の現地調査で見いただきましたが、新たに雨水対策を講じられます。図面の建物の真ん中に作業小屋と書いてある文字の下側に青い太い線があります。それから、その右側に雨水浸透桝とあります。こちらは、現在は設置されておりませんが、転用許可後に雨樋を設置する計画になっています。雨水を浸透桝で溜めて、建物の中への侵入を防ぐ対策をとられる計画で申請を出されています。</p> <p>2番の入り口が狭いのではないかとご質問ですが、13ページで見いただきますと、左側に倉庫があります。倉庫の入り口の方から入られるのではないかと、今日改めて見て思いました。と言いますのは、さんのご自宅に伺い、どのような機械を持っておられるか見てきました。大型の機械はお持ちではないです。大型機械についてはに加入されていて、そちらを使われるようです。現在は、軽トラックや管理機などを使って畑を自作されています。3条申請で上がった農地は、しばらく休耕田となっていて保全管理</p>

	<p>に近い状況で、さんは田としてではなく畑として使われていました。さんに取得後の耕作の計画を伺ったところ、畑として使いたいと言う事で、大型の機械を使うのではなく、小型の管理機などを使って自作されるそうですので、こちらの入り口が使えると判断しました。</p>
議長	<p>私から補足説明をさせていただきます。番号1番は無断転用と言う事で顛末書を出してもらっています。ご質問について私も同じことを懸念しておりました。しかし、周辺集落の方々に与える被害の防除については、我々農業委員は指導しますが、ご質問は、申請者さんご自身の建物の防除になりますので、農業委員会ではそこまでの介入は出来ないことをご理解ください。</p> <p>2番についてですが、私も農地から入るには狭いと思いましたが、親子関係ですので、農地からではなくて宅地の方から出入されるのではないかと思います。</p>
市川職務代理	<p>現地調査の補足をさせていただきます。1番についてですが、6ページをご覧ください。黄色で30cmブロックと載っています。現在は法面があるだけで、駐車場を使った場合に農地の方に迷惑かかからないようにブロックをされます。作業場側から農地の方に土砂が流れることもあったかもしれませんが、今回は流れないようにブロックできちんとされます。それから、作業小屋の所も畔シートをされておられて、農地の方に特に被害がないと感じております。申請者さんの方には被害があるかもしれませんが、周辺の農地には迷惑がかかることはないと思いました。</p>
田邊委員	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>
庄倉委員	<p>3番についてお尋ねします。水路の高さまで盛土をして転圧されるという説明でしたが、出入口の所が水路より高くなって、勾配を付けても雨が降った時に川の方に砂などが流れ落ちないか懸念します。</p> <p>それから、最初は良いと思いますが、多分、これから草がどんどんと生えてくると思います。誰が管理されるのですか。</p>
局長	<p>土羽打ちをして転圧をされますが、更に石灰を入れられるそうです。石灰を入れると水を吸収して締まる、土と石灰が化学反応を起こして更に硬くなるそうです。雨水等が流れ落ちない工夫をされると聞いています。</p> <p>それから、草の心配ですが、転用許可後は、盛土をしてとして管理をしていかれるそうです。申請書の中に使用契約書が入っていました。その中にはの名前が入っておりました。として管理をしていくと、お聞きしております。</p>
庄倉委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>正確には、石灰ではなくて石灰のようなコンクリートのような物で、新しい工法です。コンクリートよりも滑らかで硬くなるそうです。</p>
市川職務代理	<p>ごみステーションということで、周辺に迷惑がかかる事はないか懸念の思いを持ちながら現地調査をしました。周辺は農道と国道と宅地と畑になっています。畑は一段高くなっていて水が流れるなどの被害はないと言う事を補足させていただきます。</p>
亀尾委員	<p>今日の現地調査に私も同行しました。3番についてですが、国道沿いで本当に良い場所です。夜中に黙って不法に投棄するなどの弊害が起きるのではないかと思います。フェンスなどで囲われるなどの対策をされたらどうかと思いますが。</p>
議長	<p>我々に、そこまで指導する権限はありません。太陽光発電については、フェンスの設置は義務付けられていますので指導はしますが、今回に関してはその権限はありません。</p>
亀尾委員	<p>分かりました。</p>

	秦野委員	分筆をして申請と言う事ですが、1番と3条申請を足した面積の合計が違います。
	議長	農地を登記する時は、0コンマは全て削りますので、登記に合わせた表記です。
	秦野委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決、承認されました。
議案第3号 農用地利用 集積等促進 計画案の決 定について		(産業課 前田主幹入室)
	議長	議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』上程いたします。提案者より説明を求めます。
	局長	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条規定に第3項の規定により意見を求めます。
	前田主幹	【農用地利用集積等促進計画案の内容を整理番号ごとに朗読（議案書12～13頁）】 農地番号 1番～4番 設定を受ける者： 1名 設定をする者： 2名 設定をする土地： 4筆 計 3,771㎡
	議長	質疑を受けます。
	田邊委員	さんの耕作内容がブロッコリーとなっています。私の仕事関係の方でブロッコリーを作っておられました、猪の被害の為に辞められた方がおられます。この地域も、そのような被害にあう所ではないかと心配しますが、何か対策は取られていますか。
	議長	その辺のところを、どのような指導をされていますか。
	前田主幹	さんは、で長年施設園芸に携わっていた方です。ブロッコリーも育苗からご自分でされるそうで、非常に意欲的に取り組まれることを聞き取りさせていただいています。圃場は、橋から下りて車が通りやすいエリアにあり、近くの圃場でも野菜を作っておられる方がいます。対策については、ご自身がよく把握されていると思いますし、産業課でも、対応について相談に乗っていきたいと思っています。
	議長	受付をされた時にどのような指導をされたのかお聞きしています。例えば、ネギを作付けする、キャベツを作付けすると言われても、その圃場の地域性によって作れる作物と作れない作物があります。ブロッコリーを作ると言われた時に、どのような指導をされたのかということをお聞きしたい。
	藤原産業課長	受付の際に、鳥獣対策について伺う状況はありません。今回、そのようなご指摘をいただきましたので、今後は情報提供をしながら、ご本人さんとも相談をしていかなければいけないと感じております。それから、メッシュなどの対策について産業課が窓口になっておりますので、そのようなこともご活用していただきながら、被害に遭わないような対策を講じていきたいと思います。
井上委員	この件に関して私も関係しています。申請地はの近くです。さんのご自宅も申請地の近くです。農地の状況はよく理解されている方です。しかし、確かに何年か前に周辺の田に猪が出て対策をしたことがありますので、私からも、そのような情報をお伝えしたいと思います。	
議長	受付をされるときには、そのようなことも聞き取りしていただかないと、出された申請を全てオーケーでは困ります。農業委員会で審議するときには、委	

		員の皆様が納得される答弁ができるような形でお願いします。
	藤原産業課長	今後は注意します。
	田邊委員	さんは現在 歳で、5年後は 歳になられます。もし、途中で耕作できない状況になられた場合はどのようにされますか。次、募集するという単純なお考えですか。
	前田主幹	お歳は把握しておりますが、現在の耕作状況ですとか、色々な役職をされている現状から、向こう5年は大丈夫だろうという判断はしています。ただ、何かあったときの対応ということは、そのときに考えさせていただきたいと思います。
	亀尾委員	利用権設定の場合は、地域の農業委員や推進委員と一緒に意向確認や申請手続きのサポートをしていましたが、産業課さんは直接されているようですが、出てきた申請に対して、地域の委員も交えていただきたいと思います。
	前田主幹	申込みがあった時点で、今後は、委員さんの方にもご連絡を差し上げてお話をしたいと思います。よろしくお願いします。
	藤原産業課長	情報が入らないと不都合も生じようかと思しますので、情報が入るような形、立ち会っていただけるような形を、これから相談しながら進めていきたいと思しますので、よろしくお願い致します。
	市川職務代理	利用権設定の場合には、受け手である耕作者さんの耕作面積や機械所有などの経営状況等が分かる一覧が出ていました。今の状況では、 さんの営農状況も さんのお歳も質問しなければ分かりません。そのような耕作者の情報や経営状況が分かる書類を作っていたらと思いますが、どうでしょうか。
	藤原産業課長	言われますように、情報が少ないということは見えてとれます。現在は基本的な様式をもとに提出しております。農業委員会からご要望がありましたので、近隣の市町村の状況なども確認しながら、必要なものが提供できる体制を準備したいと思えます。今度の事前審査までということで、お願いしたいと思えます。
	議長	次回からは、もう少し詳しい資料を付けていただきたいと思います。他にございませんか。議案第3号につきまして、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	意義なしと認め、議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は議決、承認されました。
		(産業課 前田主幹退出)
(1) 農地の復元状況の報告について	議長	『(4) 農地の復元状況の報告について』提案者より説明をお願いします。
	局長	【『(3) 農地の復元状況の報告について』朗読 (議案書8頁)】 本日、午前中の現地調査で復元してあることを確認していただきました。
	議長	ご質問はございませんか。(質問、意見等なし。)
令和5年度第3回農業委員会総会の日程について	議長	令和5年度第3回南部町農業委員会総会は、令和5年6月7日(水)に開催します。
その他	局長	農地利用最適化推進委員の公募期間は5月19日まででございました。最適化推進委員の候補者選定委員会を6月8日に予定しています。正式に決まりましたら、現在の農業委員の皆様にご案内をさせていただきます。
8. 閉会	議長	これにて令和5年度第2回南部町農業委員会総会を閉会致します。